

貨物自動車運送事業法施行令の一部を改正する政令案要綱

- 1 運送契約に係る書面に記載すべき事項の電磁的方法による提供の承諾に関する手続等
運送契約に係る書面に記載すべき事項の電磁的方法による提供の承諾に関する手続に係る規定について、第一種貨物利用運送事業者及び第二種貨物利用運送事業者に準用する場合における方法を定める。(第一条及び第二条関係)

2 施行期日

この政令は、貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律（令和七年法律第六十号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和八年四月一日）から施行する。(附則関係)

政令第 号

貨物自動車運送事業法施行令の一部を改正する政令

内閣は、貨物自動車運送事業法（平成元年法律第八十三号）第三十七条第一項及び第三十七条の二第三項において準用する同法第十二条第三項及び第二十四条第三項の規定に基づき、この政令を制定する。

貨物自動車運送事業法施行令（令和七年政令第二十二号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「第十二条第三項」の下に「（法第三十六条第二項、第三十七条第一項及び第三十七条の二第三項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）」を加え、「同条第一項」を「法第十二条第一項（法第三十六条第二項、第三十七条第一項及び第三十七条の二第三項において準用する場合を含む。）」に、「同条第三項」を「法第十二条第三項」に改め、同条第三項を削る。

第二条第四項中「第三十七条第一項において」の下に「第一種貨物利用運送事業者について」を加え、「一般貨物自動車運送事業者」とあるのは「一般貨物自動車運送事業者」とあるのは、「」に改め、「第一項中「一般貨物自動車運送事業者が」とあるのは「第一種貨物利用運送事業者が」と、第二項中「一般貨物自動車運送事業者は」とあるのは「第一種貨物利用運送事業者は」と」を削り、同条に次の一項を加え

る。

5 第一項及び第二項の規定は、法第三十七条の二第三項において第二種貨物利用運送事業者について法第二十四条第三項の規定を準用する場合について準用する。この場合において、第一項及び第二項中「他の一般貨物自動車運送事業者」とあるのは、「一般貨物自動車運送事業者又は他の第二種貨物利用運送事業者」と読み替えるものとする。

附 則

この政令は、貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律（令和七年法律第六十号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和八年四月一日）から施行する。

理 由

貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律の一部の施行に伴い、真荷主及び第一種貨物利用運送事業者又は第二種貨物利用運送事業者が相互に交付する運送契約に係る書面に記載すべき事項の電磁的方法による提供の承諾に関する手続を定める必要があるからである。

貨物自動車運送事業法施行令の一部を改正する政令案 新旧対照条文 目次

○ 貨物自動車運送事業法施行令（令和七年政令第二十二号）（抄）

改正案	現行
（法第十二条第三項の規定による承諾に関する手続等） 第一条 貨物自動車運送事業法（以下「法」という。）第十二条第三項（法第三十六条第二項、第三十七条第一項及び第三十七条の二第三項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定による承諾は、<u>法第十二条第一項（法第三十六条第二項、第三十七条第一項及び第三十七条の二第三項において準用する場合を含む。）の運送契約の当事者（次項において「契約当事者」という。）が、国土交通省令で定めるところにより、あらかじめ、当該承諾に係る契約の相手方に対し法第十二条第三項の規定による電磁的方法による提供に用いる電磁的方法の種類及び内容を示した上で、当該契約の相手方から書面又は電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて国土交通省令で定めるもの（次項において「書面等」という。）</u>によって得るものとする。 2（略） （削る） （法第二十四条第三項の規定による承諾に関する手続等） 第二条（略） 2・3（略） 4 第一項及び第二項の規定は、<u>法第三十七条第一項において第一種貨物利用運送事業者について法第二十四条第三項の規定を準用</u>	（法第十二条第三項の規定による承諾に関する手続等） 第一条 貨物自動車運送事業法（以下「法」という。）第十二条第三項の規定による承諾は、<u>同条第一項の運送契約の当事者（次項において「契約当事者」という。）が、国土交通省令で定めるところにより、あらかじめ、当該承諾に係る契約の相手方に対し同条第三項の規定による電磁的方法による提供に用いる電磁的方法の種類及び内容を示した上で、当該契約の相手方から書面又は電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて国土交通省令で定めるもの（次項において「書面等」という。）</u>によって得るものとする。 3 2（略） 前二項の規定は、<u>法第三十六条第二項において法第十二条第三項の規定を準用する場合について準用する。この場合において、第一項中「同条第一項」とあるのは、「法第三十六条第二項において準用する法第十二条第一項」と読み替えるものとする。</u> （法第二十四条第三項の規定による承諾に関する手続等） 第二条（略） 2・3（略） 4 第一項及び第二項の規定は、<u>法第三十七条第一項において法第二十四条第三項の規定を準用する場合について準用する。この場</u>

する場合について準用する。この場合において、第一項及び第二項中「他の一般貨物自動車運送事業者」とあるのは、「一般貨物自動車運送事業者又は他の第一種貨物利用運送事業者」と読み替えるものとする。

5

第一項及び第二項の規定は、法第三十七条の二第三項において第二種貨物利用運送事業者について法第二十四条第三項の規定を準用する場合について準用する。この場合において、第一項及び第二項中「他の一般貨物自動車運送事業者」とあるのは、「一般貨物自動車運送事業者又は他の第二種貨物利用運送事業者」と読み替えるものとする。

合において、第一項及び第二項中「他の一般貨物自動車運送事業者」とあるのは「一般貨物自動車運送事業者又は他の第一種貨物利用運送事業者」と、第一項中「一般貨物自動車運送事業者が」とあるのは「第一種貨物利用運送事業者が」と、第二項中「一般貨物自動車運送事業者は」とあるのは「第一種貨物利用運送事業者は」と読み替えるものとする。

(新設)